

日光市監査委員告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、指定管理者  
監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年1月23日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- 1 監査の対象 指定管理施設 日光運動公園、日光体育館、細尾ドームリンク  
(指定管理者 一般財団法人 日光市公共施設振興公社)
- 2 監査の期間 令和5年12月8日～令和5年12月22日
- 3 監査の結果 別紙のとおり

## 令和5年度 財政援助団体等監査結果

### 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

### 3 監査の対象

指定管理施設 日光運動公園・日光体育館・細尾ドームリンク

指定管理者 一般財団法人 日光市公共施設振興公社

所管課 スポーツ振興課

### 4 監査の期間

令和5年12月8日～令和5年12月22日

### 5 監査の着眼点

指定管理に係る出納その他の事務が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

### 6 監査の実施内容

(1) 令和5年度事務事業について、令和5年10月末日現在で実施した。

(2) あらかじめ提出を求めた監査資料、関係帳票及び証ひょう類等を主体として照査するとともに、指定管理者の関係職員及び所管課職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑等を行った。また、現地調査を行った。

### 7 監査の結果

#### (1) 総括

指定管理者から提出された関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

#### (2) 指摘事項

[指定管理者（一般財団法人 日光市公共施設振興公社）]

(ア) 領収書の取扱いについて、使用料収入のほか、様々な収入時に使用されているが、領

収内容がわからないのもの、レシートでの代用により領収書が発行されていないものなどがあり、徴収簿との突合ができなかった。

[指定管理者・所管課共通]

- (ア) 指定管理業務仕様書において、「施設の使用料は翌営業日から3日以内に日光市会計管理者または指定金融機関に納付」することとされているが、使用料等の納付頻度が週1回（夏季のドームリンクでは月1回）程度となっていた。
- (イ) 施設の使用にあたり、使用許可申請書、減免申請書の提出がされていないものが見受けられた。
- (ウ) フリースペースの貸出にあたり、適切な手続きが取られていなかった。

## 8 意見及び要望

[指定管理者（一般社団法人 日光市公共施設振興公社）]

- (1) 各施設における現金管理については、事故防止のためダブルチェックを徹底されるとともに、銀行への入金時期について再検討されたい。

[所管課（スポーツ振興課）]

- (1) 日光運動公園の指定管理業務仕様書に管理施設として記載のあるゲートボール場については、その実体がないため、整理されたい。